

第2回兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 平成30年8月22日(水) 13:00～15:00

場 所 兵庫県本庁舎3号館6階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 規制改革に関する提案募集の状況

(2) 審議事項

- ① 県・市町の条例等による規制に関する事項
- ② 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項
- ③ 国の法令等による規制に関する事項

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

資料1-1	規制改革に関する提案一覧
資料1-2	平成30年度規制改革に関する提案募集の状況
資料2	県・市町の条例等による規制に関する事項(個表)
資料3-1	県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項
資料3-2	県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項(参考資料)
資料4-1	国の法令等による規制に関する事項
資料4-2	国の法令等による規制に関する事項(参考資料)

第2回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	出席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	出席	
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
金澤 和夫	兵庫県副知事	出席	
藤原 保幸	兵庫県市長会会長	欠席	
庵邊 典章	兵庫県町村会会長	出席	

規制改革に関する提案一覧

	内容	提案者	1 今回の審議対象			2 次回以降の会議で検討	3 その他
			① 県市町の規制関係	② 行政手続関係	③ 国の規制関係		
1	屋外イルミネーションの点灯期間制限の緩和	本四高速	○				
2	食品取扱業者がイベントに出店する際の営業許可基準の緩和	佐用町商工会	○				
3	臨時出店届により子供会等が出店する際の手続きの緩和	事務局	○				
4	夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準の緩和	佐用町	○				
5	法人の役員変更の際の役員全員の押印義務の廃止	社会福祉事業団		○			
6	環境保全条例による緑地面積率等の緩和等	建築士会等	○				
7	古民家の防火設備設置基準の緩和	建築士会			○		
8	古民家の階段付け替えの際の構造遡及の緩和	建築士会			○		
9	古民家の排煙設備の不燃材料使用制限の緩和	建築士会			○		
10	建築基準法改正に伴う用途変更の際の届出義務化	建築士会			○		
11	小規模建築物を宿泊施設とする場合の取り扱いの柔軟化	建築士会			○		
12	道路使用許可申請の包括申請による弾力的運用	宍粟市商工会	○				
13	階数が3以下の建物のCLT採用による耐火基準の緩和	建設業協会	○				
14	往復はがきによる経営事項審査の申請(審査日予約)の見直し	行政書士会		○			
15	納税証明書交付請求書への申請者押印の省略	行政書士会		○			
16	収入証紙による手数料納付方法の見直し	行政書士会		○			
17	農地取得要件の下限面積の撤廃	行政書士会			○		
18	マイナンバーカードによるコンビニ等での証明書等の自動交付	事務局		○			
19	マイナンバーカードの電子証明書等更新手続きの簡素化	事務局			○		
20	入札参加資格審査申請時の税納税証明書の省略	行政書士会				○	
21	禁治産等の宣告の通知と破産に関する通知の一体証明	行政書士会				○	
22	指定障害福祉サービス事業の経営改善計画の簡素化	行政書士会				○	
23	土砂埋立て等許可の標準処理期間の短縮	行政書士会				○	
24	姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃	行政書士会				○	
25	風営法に基づく許可申請の現地調査事務処理(期間)の見直し	行政書士会				○	
26	福祉のまちづくり条例に基づく適合審査権限の市町からの引き上げ	たつの市				○	
27	1ha以上の開発行為を行う場合の調整池設置義務の緩和	西宮市				○	
28	下水処理施設のBOD排水基準の緩和	神戸市				○	
29	宝塚市都市計画区域の建ぺい率、路上渡り廊下設置基準の緩和	民間病院協会				○	
30	建築物に対する規制緩和や適切な指導等の徹底	島田組				○	
31	障害者相談員への障害者情報の提供	身障者福祉協会				○	
32	民泊180日規制の撤廃や住居系地域での民泊制限の緩和	建築士会				○	
33	芦屋市屋外広告物条例の適用基準の緩和	民間病院協会					○
34	福祉のまちづくり条例施行規則第6条2項に基づく審査基準の緩和	建築士会					○
35	自動車車庫等直上階の床面積の緩和	建設業協会					○
			7 (6項目)	5 (5項目)	7 (5項目)	13	3

[分類項目の定義]

- 1 今回の審議対象 : 第2回規制改革推進会議で審議する規制緩和に関する項目
- ① 県市町の規制関係 : 県・市町の条例による独自規制に対する見直しを検討する項目
- ② 行政手続関係 : 行政手続の簡素化に関する項目
- ③ 国の規制関係 : 県として国へ要望すべき内容かを判断する項目
- 2 次回以降の会議で検討 : 次回以降の会議での審議に向け検討を深める項目
- 3 その他 : 事実誤認等により取り下げられた項目

平成 30 年度規制改革に関する提案募集の状況 32 項目 (35 件)

1 県・市町の条例等による規制に関する事項 6 項目 (7 件)

	提案事項	提案者	所管部局	所管部局の考え方
(1)	地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲	佐用町商工会等	県生活衛生課	対応を検討 (要領改正により緩和の方向で見直しを検討中)
(2)	環境の保全と創造に関する条例による緑化基準 工場立地法に基づく緑地面積率等に関する市町準則の制定	兵庫県建築士会等	県自然環境課・産業立地室	現行制度で対応 (市町に地域の実情を踏まえて企業誘致等の観点による条例制定を助言)
(3)	長屋で階数が 3 以下の木造建築物の CLT 採用による構造制限	兵庫県建設業協会	県建築指導課	現行制度で対応 (CLT 材を構造材即仕上材とすることは、「燃えしる設計」により、準耐火建築物とすることで対応可能)
(4)	夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準	佐用町	県警交通規制課	現行制度で対応 (画一的な運用でなく、申請内容や当該道路の状況等個別状況に応じて判断)
(5)	道路使用許可申請の包括申請による許可	宍粟市商工会	県警交通規制課	現行制度で対応 (画一的な運用でなく、申請内容や当該道路の状況等個別状況に応じて判断)
(6)	高速道路サービスエリアにおける屋外広告物規制	本州四国連絡高速道路(株)	県景観形成室	対応済 (H29.3.24 県告示により本四高速を条例第 7 条の知事が指定する公共的団体に指定済)

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 5 項目 (5 件)

	提案事項	提案者	所管部局	所管部局の考え方
(1)	経営事項審査の往復はがきによる申請 (審査日の予約)	兵庫県行政書士会	県建設業室	見直しを検討 (新たな申請方法について検討する)
(2)	収入証紙による手数料納付の方法	兵庫県行政書士会	県出納局会計課	(廃止については)対応不可 (収入証紙を廃止した場合、確実な収入を担保できず、未収金回収事務の発生等新たな課題もある。県民の利便性等を考慮し、多様な収納機会の確保に努める)
(3)	納税証明書交付請求書への申請者の押印	兵庫県行政書士会	県税務課	周知方法を検討 (押印がない場合でも、本人確認により交付しているが、職員への周知に留まっている)
(4)	介護老人福祉施設等の役員変更等の際の役員全員の押印義務	兵庫県社会福祉事業団	県高齢政策課	見直しを検討 (介護保険法施行規則等の一部改正 (H30.10.1 施行) に合わせ、届出事項や様式の改正を行う)
(5)	マイナンバーカードによるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付	事務局	県市町振興課	対応を検討 (未実施市町は①カードの交付率が低いことによる費用対効果、②導入経費や維持管理経費の負担等から導入に慎重)

3 国の法令等による規制に関する事項 5 項目 (7 件)

	提案事項	提案者	所管部局	所管部局の考え方
(1)	古民家の改修等に係る規制緩和 (<ul style="list-style-type: none">・ 防火設備設置基準の緩和・ 大規模改修等の際の構造遡及の緩和・ 排煙設備の不燃材料使用制限の緩和)	兵庫県建築士会	県建築指導課	一部現行制度で対応 (建築物の状況に合わせ判断) 一部対応不可 (人命の安全確保を担保する規制であるため、国へ緩和を要望することに慎重であるべき)
(2)	建築基準法改正 (H30.6.27 交布) に伴う用途変更の際の届け出の義務化	兵庫県建築士会	県建築指導課	対応不可 (法施行前 (公布後 1 年以内) であること、また建築確認申請の要否に関わらず、建築士の適切な業務執行が期待されることから新たな規制は現段階では不要)
(3)	小規模建築物を宿泊施設とする場合の取扱いの柔軟化	兵庫県建築士会	県建築指導課	現行制度で対応 (住宅宿泊事業法 (H30.6.15 施行) により、既存住宅を用途変更せず宿泊事業に使用できるようになった)
(4)	農地取得要件の下限面積の撤廃	兵庫県行政書士会	県農地調整室	現行制度で対応 (下限面積の設定は、区域を区切って行うことが可能であり、現行制度下でも農業委員会において対応可能)
(5)	マイナンバーカードの電子証明書等更新手続きの簡素化等	事務局	県市町振興課	国へ要望 (電子証明書の有効期間の延長、有効期間満了に伴う更新時の簡易な方策の検討を、引き続き国へ要望)

※ この他、次回以降の会議で検討する事項 (13 件)、事実誤認等により取り下げられた事項 (3 件)

議題 1 地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲

根拠法令等	(県) 臨時的食品取扱要領
規制の目的	
<p>各種イベントで営業と認められない範囲で食品を提供等する行為に対し、食品の安全性を確保し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。</p>	
規制の状況	
<p>食品衛生法では、公衆衛生に与える影響が著しい営業であるとして政令で定める飲食店営業等34業種について、その営業を営もうとする者は、許可を受けなければならない旨を規定している。この場合、「営業」とは、同種の行為を反復継続して遂行し、社会通念上も事業として認識される程度の規模、形態をなす場合であると解されており、イベントや祭礼に屋台など簡易な施設で出店する露店営業者も同様に規制の対象となる。</p> <p>一方、各種イベントで営業と認められない範囲で食品を提供等する行為における食の安全を確保するため、県で「臨時的食品取扱要領」を定めており、その中で、反復継続性から臨時的な取扱いとみなす出店頻度を「1年に1回かつその日数が連続して3日以内」としている。したがって、「1年に1回かつその日数が連続して3日以内」の範囲を超えて要許可業種の出店を行う場合には、露店営業の許可が必要として取り扱っている。</p> <p>また、飲食店等許可営業者自らが出店者となり許可施設の名称で出店する場合は、まさしく営業行為であり、その日数、回数に関係なく露店営業の許可が必要となる。</p> <p>ただし、飲食店等許可営業者が関わるもの全てを営業行為と見なしているわけではなく、許可営業者が、イベントに出店する団体の一員として参加する場合などは臨時出店として取り扱っている。</p>	
論点	
提案者 (佐用町商工会等)	条例等所管団体 (兵庫県)
<p>①子供会等のイベントで三大祭りに露店(飲食店)を出す際、「1年に1回かつ連続して3日以内(臨時的出店)」を超える場合は、露店営業許可が必要となるが、取得費用 16,000 円の負担や、事前の鉄板等調理器具の検査などが実務上困難な状況にある。</p> <p>②食品取扱業者が地域振興イベントにボランティアでの出店を検討しても、食品取扱業者は臨時的取扱いがなく露店営業許可が必要となる。他の地域イベントに参加する意思のない事業者に許可の取得費用・実地検査等の負担を掛けることとなり、出店してもらえない。露店営業許可が必要となる基準を見直すことで、地域イベント等への出店も増え、地域の活性化に繋がる。</p>	<p>【対応を検討】</p> <p>簡易な設備で行われる露店形式での食品の取扱については、県内外において食中毒が発生し、県外の事例では死亡者も出るなど一般的に衛生確保が困難であり、その安全性を確保するためには、露店営業者に対する取り締まりと、臨時出店者に対する指導を適切に実施することが重要である。</p> <p>「臨時的食品取扱要領」では、反復継続性から明らかに営業とは見なさない範囲を示しているに過ぎず、その範囲を超えた場合に許可を要するか否かは、個別に判断すべきところであるが、露店営業者を厳格に取り締まるため、現在、食品衛生法による許可対象の判断基準として実質、運用されている。</p> <p>提案を受けて、当該要領について臨時出店として取り扱う範囲が、上記運用を踏まえ妥当なものとなるよう検討する。</p>

議題2 工場立地法に基づく緑地面積率等に関する市町準則の制定
環境の保全と創造に関する条例による緑化基準

根拠法令等	(国) 工場立地法、地域未来投資促進法 (県) 環境の保全と創造に関する条例
規制の目的	
工場等の新設や増設等に際して工場等の緑化を推進し、工場等の立地が周辺の環境の保全を図りつつ適切に行われるようにすることを目的とする。そのため、工場等の敷地を新たな緑化スペースとして捉え、敷地の緑化に関する義務やその実効性を確保する計画の届出、勧告及び公表について制度化を図り、敷地の緑化を推進している。	
規制の状況	
<p>《工場立地法、地域未来投資促進法》</p> <p>工場立地法に基づく「国が定める準則」により、一定規模以上(9,000 m²以上の工場等の敷地等)を有する製造業等の工場敷地については、その20%以上は緑地面積として確保し、市又は町へ届出を行う必要がある(工場敷地の25%以上は、環境施設面積(緑地面積を含む)として確保することが必要)。</p> <p>緑地面積の割合は、工場立地法に基づく「市町村準則」を参酌し、市又は町が条例で規定すれば、20%以下(5~30%(環境敷地面積の割合は10~35%):区域により分類)とすることが可能となっている。</p> <p>さらに、地域未来投資促進法に基づく「市町村準則」では、工場立地特例対象区域について、市又は町が条例で規定すれば、更に緩和(緑地面積1~20%未満(環境施設面積の割合は1~25%未満):区域により分類)できる。</p> <p>《環境の保全と創造に関する条例》</p> <p>開発による工業化と都市化の進行に伴い緑地が減少する中で、工場と周辺の生活環境との調和を図ることがまずもって重要である。県の環境の保全と創造に関する条例(以下「環境条例」という。)では、工場立地等が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場等の敷地の緑化基準を定めている。</p> <p>環境条例では、敷地面積1,000 m²以上9,000 m²未満の工場や事業所等の建築物の敷地の緑化義務を定めており、その緑化基準は、建築物の用途や所在する区域等に応じて区分されている。</p> <p>環境条例においても、工場立地法及び地域未来投資促進法に基づく緩和措置(5~30%及び1~20%未満)の対象となる区域に立地する工場等の敷地の緑化基準については、工場立地法等と同様の緩和基準により、市町が条例等で緩和することができる。</p>	
論点	
提案者(兵庫県建築士会等)	条例等所管団体(兵庫県)
<p>企業が、事業拡大や老朽化に伴い生産施設を既存敷地で増築・建替する際に、緑地面積の確保がネックとなり、工場建設時に比べて厳しい面積基準のもとでの増築・建替を余儀なくされる場合がある。また、緑地面積に係る基準を充足させるために、車両の運行や仮置きヤード等の確保等に支障が生じる場合もある。</p> <p>建物の立地や用途の実情に応じて、きめ細かく基準を設定できれば、企業の緑化の負担減により設備投資や生産施設の再編、施設の増改築の促進などにつながり、製造業の競争力回復にも寄与する。</p>	<p>【現行制度で対応】</p> <p>工場立地法は全国、環境条例は県域に対して工場敷地等の緑化等に関する一律の基準を設けるものである。住宅、学校、病院等が存在する地域に工場等が立地する場合と、工場等が集中して存在する地域に立地する場合とでは、周辺の生活環境との調和等に必要な緑地等の面積が異なることから、地域の土地利用の現状や将来計画との整合性や住民のニーズ等、地域の実情に応じた緑地整備や工場立地の促進が行えるよう、市町条例等で当該基準を緩和できることとしている。</p> <p>県としても、制度の周知を図る。</p>

議題3 長屋で階数が3以下の木造建築物のCLT採用による構造制限

根拠法令等	(県) 建築基準条例
規制の目的	
都市計画区域内にある木造の長屋は、建築基準法により技術的基準が付加された共同住宅と比較して、耐火性能が劣るという観点からその階数を制限している。	
規制の状況	
<p>木造の長屋を建築する際には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部である柱又ははりが、木造であるものは、地階を除く階数を2以下としなければならない。 ・準耐火建築物等の長屋にあつては、3以下としなければならない。 <p>とし、その階数を制限している。</p> <p>なお、耐火建築物としたものは階数の制限はない。</p>	
論点	
提案者（兵庫県建設業協会）	条例等所管団体（兵庫県）
<p>CLTは、構造材即仕上げ材となり得ることから、建築工期が短縮でき、災害時等にも早急に対応できる。</p> <p>長屋を、CLTを使用して建築する際には、屋根・外壁を不燃材で仕上げているならば、準耐火建築物にしなくても階数が3以下であれば建築可能としてはどうか。</p>	<p>【現行制度で対応】</p> <p>長屋については、複数の住戸が集合し多数の者が居住することから、火災発生時の安全性確保のため、一戸建て住宅よりも耐火性能を高める必要がある。このため、主要構造部である柱又ははりが木造であるものは、階数を2以下に制限しており、準耐火建築物等とすることで、階数を3とすることを認めている。（同様に、複数の住戸が集合し多数の者が居住するもので、廊下や階段を共用する「共同住宅」については、階数3以上の場合、法により耐火建築物とすることが求められている。）</p> <p>外壁及び軒裏を不燃材料で仕上げるのみでは、内部からの火災への耐火等性能が欠けており、準耐火建築物とはならない。例えCLT材を使用していたとしても、耐火性能の面で、その他の木材とは差異がないことから、CLT材による建築物ということをもって、準耐火建築物の要件を満たすものではない。</p> <p>なお、提案のCLT材を構造材即仕上材とすることは、現行制度である「燃えしろ設計」※により、準耐火建築物とすることで対応可能である。</p> <p>※燃えしろ設計:火災時に木材が炭化してしまう厚さ(燃えしろ)を除いた残存断面の荷重支持能力を期待した防耐火設計</p>

議題4 夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準

根拠法令等	(国) 道路交通法
規制の目的	
<p>道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的として定められている。</p>	
規制の状況	
<p>道路工事等を行う際には、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。</p> <p>また、許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、個別具体的な内容（申請内容、当該道路の状況等）に応じて、必要な条件を付することができる。</p>	
論点	
提案者（佐用町）	条例等所管団体（兵庫県警）
<p>管路埋設工事では、夜間に規制解除するため当日夕に仮舗装を行い、翌朝にその舗装を撤去し掘削完了後に管布設し、また夜間に備え埋戻し仮舗装をしている。</p> <p>また夜間に片側車線に作業帯を残し片側交互通行で規制を行う場合は、道路種別、交通量の大小にかかわらず交通誘導員を配置する必要があるため、工事費が増大している。簡易信号機のみによる交互通行の誘導などを、実情に合わせて行いたい。</p>	<p>【現行制度で対応】</p> <p>道路使用の許可に際して付される条件は画一的なものではなく、個々の行為の内容、交通流量等交通環境に応じて、道路の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な範囲で所管警察署長が付している。</p>

議題5 道路使用許可申請の包括申請による許可

根拠法令等	(国) 道路交通法	
規制の目的		
<p>道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的として定められている。</p>		
規制の状況		
<p>場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。</p> <p>露店等の出店に係る行為を、一つの行為として取り扱うかどうかについては、行為の主体、目的、時間、場所及び方法又は態様が客観的に一体として捉えられるもので、かつ、一体として捉えて許可を与えても交通の安全と円滑を確保するために必要な管理ができるものであるかどうかで判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行為の主体（店を出そうとする者）が同一であること。 <p>店を出そうとする者とは、道路に露店等を出そうとする「意思の主体」であり、個人で出店する場合はその者が、業として数台の露店を出店する場合はその業務主が意思の主体となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の機会に同一趣旨の下で実施されるものと認められること。 <p>露店等の出店自体が一つのイベントとして、主催者が露店等の管理運営を行う場合等。ただし、主催者が、出店について単なる枠決めだけを行うのみで、交通の安全と円滑を確保するために必要な管理ができない等の場合は、認められない。</p>		
論点		
提案者（宍粟市商工会）	条例等所管団体（兵庫県警）	
<p>もみじ祭り時に商店街を通行止めにして、軽トラ市（軽トラ等の荷台に商品を積んで路上で販売）を企画した際、軽トラック1台ごとの申請を求められた。イベント主催団体が一本にまとめた申請（道路使用許可 2,000 円）にて交渉したが、軽トラ市の出店者それぞれが独立しており、それぞれで申請する決まりになっていると回答があった。</p> <p>主催者団体が取り纏めて一本の申請で対応できるよう、イベント時における道路使用許可申請の手続き等を簡略化してほしい。</p>	<p>【現行制度で対応】</p> <p>複数の店舗等の出店の道路使用許可については、警察庁通達「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」（平成 23 年 7 月 4 日警察庁丁規発第 102 号）に基づき、当該露店等の運営全般が一の運営団体の管理及び責任の下で一体として運営されている実態があるときは全体として一つの行為として取扱うことが可能であり、申請者の要望に応じ許可を一括化している。</p> <p>なお、一つの行為として取扱うかどうかは行為の主体、目的、時間、場所、方法及び態様を勘案して全体として一つのイベント等を評価し得るかどうかで判断している。</p>	

議題6 高速道路サービスエリアにおける屋外広告物規制

根拠法令等	(県) 屋外広告物条例
規制の目的	
<p>良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するとともに、広告物等と地域環境との調和を図るための施策を推進することにより、地域の良好な景観を形成するため、屋外広告物等について必要な規制を行う。</p>	
規制の状況	
<p>表示されるものが、一定の観念、イメージ等に結びつくものは、法で定める屋外広告物に該当し、条例による制限の対象となる。</p> <p>条例では、景観に配慮が必要な地域等として制限が比較的厳しい「禁止地域等」、制限が比較的緩やかな「許可地域等」に区分し、屋外広告物を、この地域種別に応じて設定した面積制限等の基準に適合させるよう規定している。</p> <p>その上で、社会生活上欠くことのできないものは、「適用除外広告物」として全部又は一部の制限を適用しない規定を設けている。「適用除外広告物」には、「イベント開催時の一時的な広告物」や「国・地方公共団体・知事が指定する公共的団体が、公共的目的をもって表示する広告物」などがある。</p> <p>「桜の小道イルミネーション」には文字や図柄が表示されていることから、屋外広告物として条例の制限を受ける。当該イルミネーションは、制限が最も緩やかな「許可地域等」における「土地に建植えするもの」と扱われ、表示面積 20 m²以下等の基準が適用される。</p>	
論点	
提案者 (本州四国連絡高速道路(株))	条例等所管団体 (兵庫県)
<p>淡路サービスエリア(上り)で実施している「桜の小道イルミネーション」について、県の屋外広告物条例第7条第2項第3号により「一時的に表示し、又は設置する広告物等」として適用除外広告物扱いとし、面積制限等を受けることなく表示している (H28.4 県、淡路市、本四高速協議済み)。</p> <p>一時的なイベントとしての制限があるため常時点灯が認められず、イベント開催時の一定期間しかイルミネーションの点灯ができない。(例:夏期イベント時:2週間、冬期イベント時:2ヶ月半など)</p> <p>規制が緩和されることにより、面積制限等を受けることなく、かつイベント開催時か否かに関わらず常時(通年)点灯ができれば、誘客が促進され、周辺地域の活性化も見込まれる。</p>	<p>【対応済】</p> <p>「桜の小道イルミネーション」は、H29.3 以降①②のとおり「国・地方公共団体・知事の指定する公共的団体が、公共的目的をもって表示する広告物」として、面積制限等を受けることなく常時(通年)点灯できる状況にある。</p> <p>① 本四高速を含む高速道路の管理運営に関わる株式会社を「知事が指定する公共的団体」に指定済み (H29.3)である。</p> <p>② 公共的目的をもった広告物かどうかの確認が必要であるが、明石海峡大橋や観覧車など淡路島のシンボルが主たるイルミネーションであることから、観光振興や地域の活性化などの公共的目的をもっていると判断する。</p>

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 5項目（5件）

	提案事項	提案者	所管部局	手続き等の内容	具体の支障事例等	所管部局の考え方
(1)	経営事項審査の往復はがきによる申請(審査日の予約)	兵庫県行政書士会	県建設業室	知事が許可する建設業者の経営事項審査の予約は、郵便往復はがきによる方法に限定。建設業者(申請者)は、往復はがきで所管土木事務所あてに経営事項審査の申請(審査日の予約)をしなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 有償で郵便往復はがきを用意する必要がある。また、記載方法についても指定されている。 電子メール等で対応が可能になれば、郵便往復はがきの費用及び準備時間の負担が軽減される。 	見直しを検討 <ul style="list-style-type: none"> 予約は、申請者の待ち時間の短縮及び審査件数の平準化を目的として、申請者からの申請及び審査日時の通知を確実にを行うために現在の手続きを取っている。 提案の趣旨を踏まえ新たな手法を検討する。
(2)	収入証紙による手数料納付の方法	兵庫県行政書士会	県出納局会計課	許認可申請の際に必要な手数料の大部分は、指定された売り捌き所で購入した収入証紙の貼付により納付しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 売り捌き所の所在、取り扱い券種、営業時間が限られており、県民が売り捌き所の都合に合わせなければ購入できない。 収入証紙条例を廃止し、手数料納付方法を現金、銀行振込、コンビニエンスストアでの納付など、利便性の高い方法に改めてはどうか 	(廃止については)対応不可 <ul style="list-style-type: none"> 証紙売りさばき所は、県内に569箇所設置され、庁舎の近隣にも設置されているため、窓口に来所する申請者の利便性は確保できている。また、免許申請等を郵送で行う申請者には、郵送による売りさばきにも対応し、利便性を確保している。 収入証紙は、申請時点で手数料が納付されるため、未収が発生しない利点がある。収入証紙を廃止した場合、確実な収入を担保できなくなり、未収金回収事務が発生するほか、現金収納の場合は窓口職員による現金亡失リスクも発生する。銀行振込、コンビニ納付の場合は、事前に納入通知書の送付のほか、コンビニ納付には手数料1件当たり60円(自動車税)も必要となるなど、新たな課題が生じる。 今後も、ICTや決済手段の進歩の動向を注視し、手数料の確実な収納に加え、県民の利便性、導入に要する経費等を考慮して、多様な収納機会の確保に努める。
(3)	納税証明書交付請求書への申請者の押印	兵庫県行政書士会	県税務課	「納税証明書交付請求書」や「自動車税納税証明書交付請求書」に申請者の押印が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 申請時に本人確認書類の提示を行うため、自署であれば押印の必要性は低く、各種申請書について「記名押印に代えて自署」とする事例も増えている。 自署でも可とする取り扱いにより、申請者の負担軽減につながる。 	周知方法を検討 <ul style="list-style-type: none"> 「納税証明書交付請求書」の納税義務者欄及び「自動車税納税証明書交付請求書」の所有者又は使用者欄に印の記載があり、様式上で押印を求めているが、実務上の取り扱いでは、請求者が個人であるときは、請求者の押印がない場合でも、身分証明書によって請求者本人であると認められるものについては、納税証明書を交付しても差し支えないとしている。 この旨を管理事務処理要綱に定め、県税事務所職員に周知しているが、県民への周知方法について検討する。
(4)	介護老人福祉施設等の役員変更等の際の役員全員の押印義務	兵庫県社会福祉事業団	県高齢政策課	法人の役員変更の際には、全事業所については、条例第21条各項の規定に該当しない旨の誓約書の提出が必要となり、役員全員の押印が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> 役員全員の押印にかなりの時間を要する。 押印の省略等により、提出者の事務作業の軽減や、書類提出期限の厳守等、円滑な事務手続きにつながる。 	見直しを検討 <ul style="list-style-type: none"> 役員変更等に係る届出では誓約書が必要だが、異動のない役員を押印は不要としている。 また、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が平成30年6月29日に公布され、指定申請に係る文書等の削減の観点から役員の氏名、住所等を届出事項から削除する等の改正がなされ、平成30年10月1日から施行される。 本県においても、今後、届出事項や様式の改正を行う予定である。
(5)	マイナンバーカードによるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付	事務局	県市町振興課	コンビニで各種証明書を取得可能にするには、市町毎にシステムを導入する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 県下41市町のうち15市町が未導入であり、うち7市町では導入の検討も始まっていない。 未導入の市町では、証明書交付の場所や時間が限られるため、導入済市町に比べ、交付手続きに手間が掛かっている。 	対応を検討 <ul style="list-style-type: none"> 未導入の市町では、①カードの交付率が低いことによる費用対効果、②導入経費や維持管理経費の負担等の理由により導入に至っていない。 未導入市町に対し、個別に説明や情報提供を行い、導入に際しあらゆる機会を捉まえ、積極的な働きかけを継続して行う。 また、国では、平成31年度までに導入すれば、最大3年間、導入に要する経費の1/2に対して財政支援を行っている。

3 国の法令等による規制に関する事項 5項目（7件）

	提案事項	提案者	所管部局	規制の内容	具体的支障事例等	所管部局の考え方
(1)	古民家の改修等に係る規制緩和 【建築基準法・建築基準法施行令】	兵庫県建築士会	県建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・自動式スプリンクラー等設置部分は床面積 200 ㎡以内まで防火構造の制限が緩和される(未設置の場合は 100 ㎡以内)が、扉など建具は防火設備としなければならない。 ・用途変更に伴い古民家の階段を付け替える場合、大規模模様替え等に該当し、構造遡及(階段以外の箇所)の現行法に合せた是正が必要となる。 ・排煙設備の煙が接する部分は不燃材料で造らなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動式スプリンクラーを設置しても扉などの建具に防火設備が求められるため、古民家改修の際には見た目の問題が残る。 ・構造遡及が困難なことから、避難安全性向上のための階段付け替えができない。 ・排煙設備の煙が接する部分となる木製窓をアルミサッシ等に交換する必要があるが、古民家の風情が失われる。 	<p>対応不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな古民家は、安全面から適切な防火対策が必要であり、見た目の問題による緩和は妥当ではない。 <p>現行制度で対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第 137 条の 12 により、構造耐力上の危険性が增大しない場合は遡及適用されない場合もあり、建築物の状況に合わせた判断が必要である。 <p>対応不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備は火災時の煙を屋外に排出し、円滑な避難のために設置されるものであり、十分な機能を発揮することが求められる。見た目の問題による緩和は妥当ではない。
(2)	建築基準法改正に伴う用途変更の際の届け出の義務化 【建築基準法・建築基準法施行令】	兵庫県建築士会	県建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法改正案では、用途変更に伴い建築確認が必要となる規模の上限が 100 ㎡から 200 ㎡に緩和される。 ・また、延面積 200 ㎡未満かつ 3 階以下の用途変更では、迅速に避難できることを前提に耐火建築物等とすることが不要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・延面積 200 ㎡未満は建築確認が不要となることから、不適切な建築行為を防ぐためには、小規模建築物の用途変更に対して届出義務を課すなど、安全安心な建築物を担保するための規制が必要である。 	<p>対応不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の建築基準法の一部改正による用途変更に伴う制限の合理化に伴い、建築確認申請が不要となる範囲が拡大する。 ・通常、建築物の設計を行う場合、建築士が関与することから、建築確認申請の要否にかかわらず、これまでどおりの建築士の適切な業務執行により、安全安心な建築物が担保される。
(3)	小規模建築物を宿泊施設とする場合の取扱いの柔軟化 【建築基準法・建築基準法施行令】	兵庫県建築士会	県建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建物を活用して宿泊施設とする場合には、建築基準法上の用途変更(住宅→ホテル・旅館)の手続きが必要になり、内装等設備の法適合が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家活用促進のため、民家などの小規模建築物を宿泊施設とする場合、防火安全対策と避難等の運営方法が示された 2 階建てまでの建物については、住宅からホテル・旅館への用途変更を不要とするべき。 ・新たに施行された民泊新法では、既存住宅を宿泊施設(民泊)として使用できるが、防火対策等の面から不安がある。 	<p>現行制度で対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設利用者の安全確保の観点から、建築基準法における、宿泊施設の防火対策等の基準を、十分な安全確保の検証を経ないで緩和し、それによって用途変更の手続きを一律に不要とすることは適切でなはない。 ・一方、平成 30 年 6 月 15 日施行の住宅宿泊事業法(民泊新法)により、既存住宅の用途を変更せず宿泊事業に使用できる。 ・ただし、民泊新法を活用する場合でも、人の居住の用に供されている家屋を一時的に宿泊事業に活用するものであることから、十分な安全対策が求められ、非常用照明の設置や、防火の区画の設置等の安全対策が義務付けられている。 ・また、民泊事業を始める場合は、県への届出が必要であり、これら安全対策の内容も確認する。
(4)	農地取得要件の下限面積の撤廃 【農地法】	兵庫県行政書士会	県農地調整室	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第 3 条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の 1 つに下限面積要件(農地の取得後の経営面積が、原則として 50a 以上必要。)がある。 ・下限面積の基準については、平成 21 年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営者の高齢化等により、農地の維持が困難な現況の中、下限面積に満たない農地が放棄地化している。 ・市街化区域内の農地や隣接農地の取得、農地の交換等による場合について、農地取得要件としての下限面積の撤廃により、耕作放棄地の解消が図られ、農地維持の安定と農地の環境整備が見込まれる。 	<p>現行制度で対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限りある農地の有効利用のため、零細規模の経営体の発生を抑制し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に農地利用を集積することが重要であることから、農地取得の際の下限面積が制限されている。 ・下限面積の設定は、市町全域で一律に行う必要はなく、区域を区切って行うことが可能となっており、現行制度下でも農業委員会において地域の特性を踏まえて対応がなされている。 ・なお、農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号から第 3 号により、①権利取得後における耕作の事業が花き、野菜等の栽培で、その経営がハウス園芸等集約的に行われる場合、②農業委員会のあっせんによる交換で、交換後どちらか一方が要件を満たす場合、③隣接農地と一体利用しなければ利用困難な農地を隣接農地の所有者等が取得する場合、等においては下限面積要件は適用されない。
(5)	マイナンバーカードの電子証明書等更新手続きの簡素化等 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律】	事務局	県市町振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの有効期間が、発行の日から 10 回目の誕生日までとなっている。一方、電子証明書の有効期間は原則発行の日から 5 回目の誕生日となっている。 ・更新に当たっては、発行された市町での手続きが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度が住民の利便性向上を目的の一つとしているにも関わらず、更新手続きのために市町(役所等)に行く必要があり、更新されないまま放置されることも懸念される。 ・また、カード自体と電子証明書の有効期間が異なるなど、更新時期が住民にとってはわかりにくくなっている。 	<p>国へ要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期間を延長(5 年→10 年)するとともに、有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とするなど簡易な方策を検討するよう、引き続き国へ要望していく。